

3. 心筋梗塞等の心血管疾患(急性期医療を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
急性期	救急医療の機能	<p><選定基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 心電図検査、血液生化学検査、心臓超音波検査、エックス線検査、CT検査、心臓カテーテル検査、機械的補助循環等必要な検査および処置が 24 時間対応可能であること ② 心筋梗塞等の心血管疾患が疑われる患者について、専門的な診療を行う医師等が 24 時間対応可能であること ③ ST 上昇型心筋梗塞の場合、冠動脈造影検査および適応があれば PCI を行い、来院後 90 分以内の冠動脈再疎通が可能であること ④ 呼吸管理、疼痛管理等の全身管理や、ポンプ失調、心破裂等の合併症治療が可能であること ⑤ 虚血性心疾患に対する冠動脈バイパス術や大動脈解離に対する大動脈人工血管置換術等の外科的治療が可能又は外科的治療が可能な施設との連携体制がとれていること ⑥ 慢性心不全の急性増悪の場合、状態の安定化に必要な内科的治療が可能であること ⑦ 電氣的除細動、機械的補助循環装置、緊急ペーシング、ペースメーカー不全への対応が可能であること ⑧ 運動耐容能などに基づいた運動処方により合併症を防ぎつつ、運動療法のみならず多面的・包括的なリハビリテーションを実施可能であること ⑨ 抑うつ状態等の対応が可能であること ⑩ 回復期(又は在宅医療)の医療機関と診療情報や治療計画を共有する等して連携していること、また、その一環として再発予防の定期的専門的検査を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センターを有する病院 ・心臓内科系集中治療室等を有する病院 ・心筋梗塞等の心血管疾患に対する急性期医療を担う病院又は有床診療所